

【バリアフリー法】 国の基準と条例（素案）との対比表

項目	国の基準	条例（素案） （規則へ委任する場合を含む）	基準設定に当たっての考え方
条例委任の規定	<p>○ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年6月21日法律第91号） （公園管理者等の基準適合義務等）</p> <p>第13条 公園管理者等は、特定公園施設の新設、増設又は改築を行うときは、当該特定公園施設（以下この条において「新設特定公園施設」という。）を、移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する条例（国の設置に係る都市公園にあつては、主務省令）で定める基準（以下この条において「都市公園移動等円滑化基準」という。）に適合させなければならない。</p> <p>2 前項の規定に基づく条例は、主務省令で定める基準を参酌して定めるものとする。</p> <p>3 ～ 5（略）</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>< 基準の略名 > 北海道～北海道都市公園条例（素案）又は移動等円滑化基準条例（素案） UD指針～帯広市居住環境エバーサルスデザイン指針（平成12年3月策定） 福祉要綱～帯広市福祉環境整備要綱（平成9年3月策定） 公共建築物～公共建築物設計の考え方（平成14年3月策定）</p> </div>	
趣旨	<p>○ 移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令（平成18年12月18日国土交通省令第115号） （趣旨）</p> <p>第1条 この省令は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第13条第1項に規定する都市公園移動等円滑化基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準（国の設置に係る都市公園にあつては同項に規定する都市公園移動等円滑化基準）を定めるものとする。</p>		
一時使用	<p>（一時使用目的の特定公園施設）</p> <p>第2条 災害等のため一時使用する特定公園施設の設置については、この省令の規定によらないことができる。</p>	国の基準どおり	災害時の緊急対応が求められる状況下を考慮し、国の基準と同様の内容とする。
園路及び広場	<p>（園路及び広場）</p> <p>第3条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下「令」という。）第3条第1号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち一以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p>	国の基準どおり	国の基準を参酌して検討した結果、これまでの基準と同様の内容とする。

項目	国の基準	条例（素案） （規則へ委任する場合を含む）	基準設定に当たっての考え方	
園路及び広場	出入口	<p>一 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>イ 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、90センチメートル以上とすることができる。</p>	幅は、180センチメートル以上とする。	<p>北海道、UD指針、福祉要綱と整合を図る。</p> <p>180cm～車いす同士がすれ違える幅</p> <p>120cm～横向きの人と車いすがすれ違える幅、 松葉杖使用者が円滑に通行できる幅</p> <p>90cm～車いすが通過しやすい幅</p>
		<p>ロ 車止めを設ける場合は、当該車止めの相互間の間隔のうち一以上は、90センチメートル以上とすること。</p>	一以上ではなく全ての間隔を、90センチメートル以上とする。	北海道、UD指針と整合を図る。
		<p>ハ 出入口からの水平距離が150センチメートル以上の水平面を確保すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p>	国の基準どおり	国の基準を参酌して検討した結果、これまでの基準と同様の内容とする。
		<p>ニ ホに掲げる場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。</p>	国の基準どおり	同上
		<p>ホ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路（その踊場を含む。以下同じ。）を併設すること。</p>	国の基準どおり	同上
			出入口表面は、滑りにくい仕上げとするとともに、走行性、歩きやすさを考慮した材料とする旨を追加。	北海道、UD指針と整合を図る。
			必要に応じ、点字ブロックや舗装材の変化等により道路との区分を明らかにする旨を追加。	UD指針、福祉要綱と整合を図る。
園路	通路	<p>二 通路は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>イ 幅は、180センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車いすの転回に支障のないものとし、かつ、50メートル以内ごとに車いすが転回することができる広さの場所を設けた上で、幅を120センチメートル以上とすることができる。</p>	国の基準どおり	国の基準を参酌して検討した結果、これまでの基準と同様の内容とする。
		<p>ロ ハに掲げる場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。</p>	国の基準どおり	同上
		<p>ハ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。</p>	国の基準どおり	同上
			排水溝を設ける場合は、つえ、車いすのキャスター等が落ち込まない構造の溝ぶたを設ける旨を追加。	北海道、UD指針と整合を図る。

項目	国の基準	条例（素案） （規則へ委任する場合を含む）	基準設定に当たっての考え方
通路		必要に応じ、視覚障害者の円滑な通行を確保するため、点字ブロックを敷設する旨を追加。	北海道、UD指針と整合を図る。
		必要に応じ、手すりを設けることとし、当該手すりの必要な箇所には、点字表示を行う旨を追加。	北海道、UD指針と整合を図る。
	ニ 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。	縦断勾配は、4パーセント以下とするが、ただし書部分の勾配は国と同じ8パーセント以下とする。	UD指針、福祉要綱と整合を図る。
	ホ 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。	国の基準どおり	国の基準を参酌して検討した結果、これまでの基準と同様の内容とする。
園路及び広場	へ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。	国の基準どおり	同上
	三 階段（その踊場を含む。以下同じ。）は、次に掲げる基準に適合するものであること。		
	イ 手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。	国の基準どおり	国の基準を参酌して検討した結果、これまでの基準と同様の内容とする。
	ロ 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字をはり付けること。	国の基準どおり	同上
	ハ 回り段がないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。	国の基準どおり	同上
	ニ 踏面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。	国の基準どおり	同上
		階段の上端及び下端に近接する園路等及び踊り場の部分には、注意喚起用床材を敷設する旨を追加。	北海道、福祉要綱と整合を図る。
階段	ホ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものが設けられていない構造のものであること。	国の基準どおり	国の基準を参酌して検討した結果、これまでの基準と同様の内容とする。
	へ 階段の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。	国の基準どおり	同上
	四 階段を設ける場合は、傾斜路を併設しなければならない。ただし、地形の状況その他の特別の理由により傾斜路を設けることが困難である場合は、エレベーター、エスカレーターその他の昇降機であって、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものをもってこれに代えることができる。	国の基準どおり	同上

項目	国の基準	条例（素案） （規則へ委任する場合を含む）	基準設定に当たっての考え方
園路及び広場	傾斜路 五 傾斜路（階段又は段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に掲げる基準に適合するものであること。 イ 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、階段又は段に併設する場合は、90センチメートル以上とすることができる。	幅は150センチメートル（段を併設する場合は、120センチメートル）以上とする。	北海道、福祉要綱と整合を図る。 150cm～人と車いすがすれ違える幅 120cm～横向きの人と車いすがすれ違える幅、 松葉杖使用者が円滑に通行できる幅
	ロ 縦断勾配は、8パーセント以下とすること。	縦断勾配は、6パーセント以下とするが、地形の状況などのやむを得ない場合は、国の基準と同じ8パーセント以下とすることができる旨を規定。	福祉要綱と整合を図る。 福祉要綱では、1/15=6.7%と規定されているが、国の基準がパーセントであり、単位を合わせるとともに、より安全側の基準としたもの。
	ハ 横断勾配は、設けないこと。	国の基準どおり	国の基準を参酌して検討した結果、これまでの基準と同様の内容とする。
	ニ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。	国の基準どおり	同上
	ホ 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊場が設けられていること。	国の基準どおり	同上
	ヘ 手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。	国の基準どおり	同上
	ト 傾斜路の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。	国の基準どおり	同上
			必要に応じ、スロープの上端に近接する部分には、注意喚起用床材を敷設する旨を追加。
転落防止	六 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、さく、令第11条第2号に規定する点状ブロック等及び令第21条第2項第1号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもの（以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。）その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。	国の基準どおり	国の基準を参酌して検討した結果、これまでの基準と同様の内容とする。
	施設間接続 七 次条から第11条までの規定により設けられた特定公園施設のうちそれぞれ一以上及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第2条第2項の主要な公園施設に接続していること。	国の基準どおり	同上

項目	国の基準	条例（素案） （規則へ委任する場合を含む）	基準設定に当たっての考え方
屋根付広場	（屋根付広場） 第4条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する屋根付広場を設ける場合は、そのうち一以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。	国の基準どおり	国の基準を参酌して検討した結果、これまでの基準と同様の内容とする。
	一 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。 イ 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。	ただし書部分の幅は90センチメートル以上とする。	北海道、福祉要綱と整合を図る。 120cm～横向きの人と車いすがすれ違える幅、 松葉杖使用者が円滑に通行できる幅 90cm～車いすが通過しやすい幅 80cm～車いすが通過できる最低幅
	ロ ハに掲げる場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。	国の基準どおり	国の基準を参酌して検討した結果、これまでの基準と同様の内容とする。
	ハ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。	国の基準どおり	同上
	二 車いす使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。	国の基準どおり	同上
休憩所及び管理事務所	（休憩所及び管理事務所） 第5条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する休憩所を設ける場合は、そのうち一以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。	国の基準どおり	国の基準を参酌して検討した結果、これまでの基準と同様の内容とする。
	一 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。 イ 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。	ただし書部分の幅は90センチメートル以上とする。	北海道、福祉要綱と整合を図る。 120cm～横向きの人と車いすがすれ違える幅、 松葉杖使用者が円滑に通行できる幅 90cm～車いすが通過しやすい幅 80cm～車いすが通過できる最低幅
	ロ ハに掲げる場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。	国の基準どおり	国の基準を参酌して検討した結果、これまでの基準と同様の内容とする。
	ハ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。	国の基準どおり	同上
	ニ 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。 （1） 幅は、80センチメートル以上とすること。	幅は90センチメートル以上とする。	出入口の幅と整合を図る。 90cm～車いすが通過しやすい幅 80cm～車いすが通過できる最低幅
	（2） 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。	国の基準どおり	国の基準を参酌して検討した結果、これまでの基準と同様の内容とする。

項目	国の基準	条例（素案） （規則へ委任する場合を含む）	基準設定に当たっての考え方
休憩所及び管理事務所		ガラス戸を使用するときは、衝突時の事故防止のため、安全ガラスとする旨を追加。	北海道、福祉要綱と整合を図る。
	二 カウンターを設ける場合は、そのうち一以上は、車いす使用者の円滑な利用に適した構造のものであること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。	国の基準どおり	国の基準を参酌して検討した結果、これまでの基準と同様の内容とする。
	三 車いす使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。	国の基準どおり	同上
	四 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち一以上は、第8条第2項、第9条及び第10条の基準に適合するものであること。	国の基準どおり	同上
	2 前項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する管理事務所について準用する。この場合において、同項中「休憩所を設ける場合は、そのうち一以上は」とあるのは、「管理事務所は」と読み替えるものとする。	国の基準どおり	同上
野外劇場及び野外音楽堂	（野外劇場及び野外音楽堂） 第6条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する野外劇場は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。		
	一 出入口は、第4条第1項第1号の基準に適合するものであること。	国の基準どおり	国の基準を参酌して検討した結果、これまでの基準と同様の内容とする。
	二 出入口と次号の車いす使用者用観覧スペース及び第4号の便所との間の経路を構成する通路は、次に掲げる基準に適合するものであること。 イ 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車いすの転回に支障のないものとした上で、幅を80センチメートル以上とすることができる。	ただし書部分の幅は90センチメートル以上とする。	北海道、福祉要綱と整合を図る。 120cm～横向きの人と車いすがすれ違える幅、 松葉杖使用者が円滑に通行できる幅 90cm～車いすが通過しやすい幅 80cm～車いすが通過できる最低幅
	ロ ハに掲げる場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。	国の基準どおり	国の基準を参酌して検討した結果、これまでの基準と同様の内容とする。
	ハ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。	国の基準どおり	同上
	ニ 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。	縦断勾配は、4パーセント以下とするが、ただし書部分の勾配は国と同じ8パーセント以下とする。	園路及び広場における通路の縦断勾配と整合を図る。

項目	国の基準	条例（素案） （規則へ委任する場合を含む）	基準設定に当たっての考え方
野外劇場及び野外音楽堂	ホ 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。	国の基準どおり	国の基準を参酌して検討した結果、これまでの基準と同様の内容とする。
	ヘ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。	国の基準どおり	同上
	ト 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、さく、視覚障害者誘導用ブロックその他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。	国の基準どおり	同上
	三 当該野外劇場の収容定員が200以下の場合には当該収容定員に50分の1を乗じて得た数以上、収容定員が200を超える場合は当該収容定員に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車いす使用者が円滑に利用することができる観覧スペース（以下「車いす使用者用観覧スペース」という。）を設けること。	国の基準どおり	同上
	四 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち一以上は、第8条第2項、第9条及び第10条の基準に適合するものであること。	国の基準どおり	同上
	2 車いす使用者用観覧スペースは、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 一 幅は90センチメートル以上であり、奥行きは120センチメートル以上であること。	奥行きは、140センチメートル以上とする。	北海道と整合を図る。 140cm～車いすが180度転回できる幅 120cm～横向きの人と車いすがすれ違える幅、 松葉杖使用者が円滑に通行できる幅
	二 車いす使用者が利用する際に支障となる段がないこと。	国の基準どおり	国の基準を参酌して検討した結果、これまでの基準と同様の内容とする。
		車いす使用者用観覧スペースは、水平とする旨を追加。	北海道、福祉要綱と整合を図る。
	三 車いす使用者が転落するおそれのある場所には、さくその他の車いす使用者の転落を防止するための設備が設けられていること。	国の基準どおり	国の基準を参酌して検討した結果、これまでの基準と同様の内容とする。
	3 前2項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する野外音楽堂について準用する。	国の基準どおり	同上

項目	国の基準	条例（素案） （規則へ委任する場合を含む）	基準設定に当たっての考え方
駐車場	<p>（駐車場）</p> <p>第7条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合は、そのうち一以上に、当該駐車場の全駐車台数が200以下の場合には当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上、全駐車台数が200を超える場合は当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車いす使用者が円滑に利用することができる駐車施設（以下「車いす使用者用駐車施設」という。）を設けなければならない。ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除く。）の駐車のための駐車場については、この限りでない。</p>	国の基準どおり	国の基準を参酌して検討した結果、これまでの基準と同様の内容とする。
	<p>2 車いす使用者用駐車施設は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>一 幅は、350センチメートル以上とすること。</p> <p>二 車いす使用者用駐車施設又はその付近に、車いす使用者用駐車施設の表示をすること。</p>	国の基準どおり	同上
便所	<p>（便所）</p> <p>第8条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p>	国の基準どおり	国の基準を参酌して検討した結果、これまでの基準と同様の内容とする。
	<p>一 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。</p>	国の基準どおり	同上
	<p>二 男子用小便器を設ける場合は、一以上の床置き小便器、壁掛式小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器が設けられていること。</p>	国の基準どおり	同上
	<p>三 前号の規定により設けられる小便器には、手すりが設けられていること。</p>	国の基準どおり	同上
	<p>2 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち一以上は、前項に掲げる基準のほか、次に掲げる基準のいずれかに適合するものでなければならない。</p>	国の基準どおり	同上
	<p>一 便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）内に高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていること。</p> <p>二 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所であること。</p>	国の基準どおり	同上

項目	国の基準	条例（素案） （規則へ委任する場合を含む）	基準設定に当たっての考え方
便所	<p>第9条 前条第2項第1号の便房が設けられた便所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>一 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>イ 幅は、80センチメートル以上とすること。</p>	幅は90センチメートル以上とする。	<p>北海道、福祉要綱、公共建築物と整合を図る。</p> <p>90cm～車いすが通過しやすい幅</p> <p>80cm～車いすが通過できる最低幅</p>
	<p>ロ ハに掲げる場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。</p>	国の基準どおり	国の基準を参酌して検討した結果、これまでの基準と同様の内容とする。
	<p>ハ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。</p>	国の基準どおり	同上
	<p>ニ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを表示する標識が設けられていること。</p>	国の基準どおり	同上
	<p>ホ 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>(1) 幅は、80センチメートル以上とすること。</p>	幅は90センチメートル以上とする。	<p>出入口の幅と整合を図る。</p> <p>90cm～車いすが通過しやすい幅</p> <p>80cm～車いすが通過できる最低幅</p>
	<p>(2) 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。</p>	国の基準どおり	国の基準を参酌して検討した結果、これまでの基準と同様の内容とする。
	<p>二 車いす使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。</p>	国の基準どおり	同上
	<p>2 前条第2項第1号の便房は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p>	国の基準どおり	国の基準を参酌して検討した結果、これまでの基準と同様の内容とする。
	<p>一 出入口には、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。</p>	国の基準どおり	同上
	<p>二 出入口には、当該便房が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであることを表示する標識が設けられていること。</p>	国の基準どおり	同上
	<p>三 腰掛便座及び手すりが設けられていること。</p>	国の基準どおり	同上
	<p>四 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具が設けられていること。</p>	国の基準どおり	同上
	<p>3 第1項第1号イ及びホ並びに第2号の規定は、前項の便房について準用する。</p>	<p>非常呼出ボタンは、転倒を考慮して2箇所設置する旨を追加。</p> <p>国の基準どおり</p>	<p>北海道、UD指針、福祉要綱、公共建築物と整合を図る。</p> <p>国の基準を参酌して検討した結果、これまでの基準と同様の内容とする。</p>

項目	国の基準	条例（素案） （規則へ委任する場合を含む）	基準設定に当たっての考え方
便所	第10条 前条第1項第1号イからハまで及びホ並びに第2号並びに第2項第2号から第4号までの規定は、第8条第2項第2号の便所について準用する。この場合において、前条第2項第2号中「当該便所」とあるのは、「当該便所」と読み替えるものとする。	国の基準どおり	国の基準を参酌して検討した結果、これまでの基準と同様の内容とする。
水飲場及び手洗	（水飲場及び手洗場） 第11条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する水飲場を設ける場合は、そのうち一以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものでなければならない。	国の基準どおり	国の基準を参酌して検討した結果、これまでの基準と同様の内容とする。
	2 前項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する手洗場について準用する。	国の基準どおり	同上
掲示板及び標識	（掲示板及び標識） 第12条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する掲示板は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。	国の基準どおり	国の基準を参酌して検討した結果、これまでの基準と同様の内容とする。
	一 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであること。	国の基準どおり	同上
	二 当該掲示板に表示された内容が容易に識別できるものであること。	国の基準どおり	同上
	2 前項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する標識について準用する。	国の基準どおり	同上
		標識は高さ及び文字の大きさその他の表示内容に配慮して、障害者、高齢者等が円滑に利用できるものとするとともに、必要に応じ点字表示を行う旨を追加。	北海道、UD指針、福祉要綱、公共建築物と整合を図る。
		必要に応じ、音声により視聴障害者を誘導する装置その他これに代わる装置を設ける旨を追加。	北海道、UD指針と整合を図る。
	第13条 第3条から前条までの規定により設けられた特定公園施設の配置を表示した標識を設ける場合は、そのうち一以上は、第3条の規定により設けられた園路及び広場の出入口の付近に設けなければならない。	国の基準どおり	国の基準を参酌して検討した結果、これまでの基準と同様の内容とする。